

専門看護師・認定看護師派遣システム 運用規程

(目的)

第1条 この規程は、山口県下の看護の質向上を促進するための専門看護師・認定看護師派遣システムの運用について定めることを目的とする。

(専門看護師・認定看護師の定義)

第2条 専門看護師・認定看護師とは、公益社団法人日本看護協会が認定する専門看護師・認定看護師のことをいう。

(専門看護師・認定看護師派遣システム)

第3条 専門看護師・認定看護師派遣システムとは、公益社団法人山口県看護協会が（以下「本協会」という）専門看護師・認定看護師の地域における活躍推進に必要な事項について定め、情報公開することにより、専門看護師・認定看護師派遣システムの活用を希望する病院・施設等と、地域活動を希望する専門看護師・認定看護師の両者が地域において連携を図り、山口県下の看護の質向上を促進するためのシステムをいう。

(専門看護師・認定看護師の登録)

第4条 専門看護師・認定看護師派遣システムへの登録を希望する者は、所属施設の施設長または看護管理者の承認を得て、本人が専門看護師・認定看護師派遣システム登録申請書（様式2）に必要な事項を記入し、本協会へメールで提出する。ただし、所属施設のない個人での登録を希望する者は本協会との個別対応とする。

(専門看護師・認定看護師の登録の変更・取消・更新)

第5条 専門看護師・認定看護師派遣システムの登録内容を変更する場合は、専門看護師・認定看護師派遣システム申請内容変更届（様式3）を本協会へメールで提出する。

2 自己アピールは、必要時に追加・修正する。

3 専門看護師・認定看護師派遣システムの登録を取消する場合は、専門看護師・認定看護師派遣システム登録取消届（様式4）を本協会へメールで提出する。

4 専門看護師・認定看護師派遣システムの登録を更新する場合は、前年と同じ内容で、継続登録する（申請書は不要）

(専門看護師・認定看護師の登録変更・取消の確認)

第6条 本協会は、所属施設の施設長または看護管理者の承認を得て専門看護師・認定看護師派遣システムの登録が行われたものについては、本人より変更等の届け出がされない限り確認は行わない。

(登録事項の取り扱い)

第7条 専門看護師・認定看護師派遣システムへの登録事項の一部は、本協会のホームページにより公開する。登録内容の変更、新規の専門看護師・認定看護師の登録は、適宜行う。

2 登録取消の場合は、本協会ホームページの公開を削除する。

(派遣の依頼手続き)

第 8 条 専門看護師・認定看護師の派遣を希望する施設は、本協会ホームページを参照し、希望する分野を選定し、専門看護師・認定看護師派遣申請書（様式 1）を本協会へメールで提出する。

- 2 本協会は派遣依頼先の看護管理者に連絡・調整をし、承諾を得たら専門看護師・認定看護師派遣申請書（様式 1）を送付する。

(費用)

第 9 条 派遣旅費については、派遣を希望した施設の規定に準じ支払う。研修会講師の場合に関しては、派遣を希望した施設の規定に準じ支払う。

(報告書)

第 10 条 派遣実施が終了したら、派遣依頼をした施設および派遣依頼された専門看護師・認定看護師は、専門看護師・認定看護師派遣システム実施報告書（様式 5）を本協会へメールで提出する。

(評価)

第 11 条 本協会は、専門看護師・認定看護師派遣システムに関して評価し、随時改善を図ることとする。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し、必要な事項は別途定める。

附 則

この規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。